

## 2. 障害者手帳について

### (1) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定の障がいがある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

◎根拠法令：身体障害者福祉法

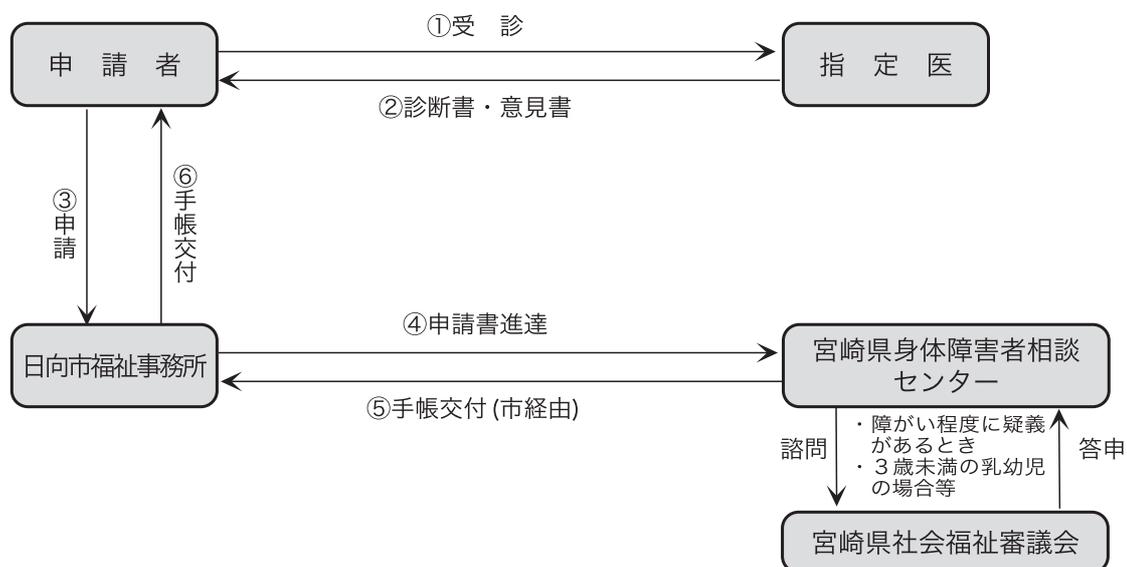
◎対象者：別表のとおり(P16)

申請内容	申請に必要なもの
<b>交付申請</b> 新規に手帳の交付を申請する場合	①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書・意見書(指定医師によるもの) ③個人番号カード又は通知カード ④本人の写真1枚(※)
<b>再認定・別障がいの追加</b> 障がいの再認定や程度が変わったとき、別の障がいを申請する場合	①身体障害者手帳再交付申請書 ②身体障害者診断書・意見書(指定医師によるもの) ③個人番号カード又は通知カード ④本人の写真1枚(※)
<b>紛失・破損</b> 手帳を紛失・破損したとき	①身体障害者手帳再交付申請書 ②個人番号カード又は通知カード ③本人の写真1枚(※)
<b>居住地・氏名変更</b> 引越等で住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったとき	①身体障害者居住地等変更届書 ②個人番号カード又は通知カード ③手帳 (市外転出の場合は、転出先で居住地変更の届けをしてください)
<b>返還</b> 死亡したときや障がいが軽減した場合	①身体障害者手帳返還届書 ②個人番号カード又は通知カード ③手帳

○ 代理人が手続きをする場合には印かんが必要です。

※ サイズは「縦4cm×横3cm」で脱帽して上半身を写した無背景のもの(撮影1年以内)

### ～ 手帳交付の流れ ～



申請先：福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019  
 (問合わせ先) 宮崎県身体障害者相談センター TEL 0985-29-2556 FAX 0985-31-3553

## (2) 療育手帳

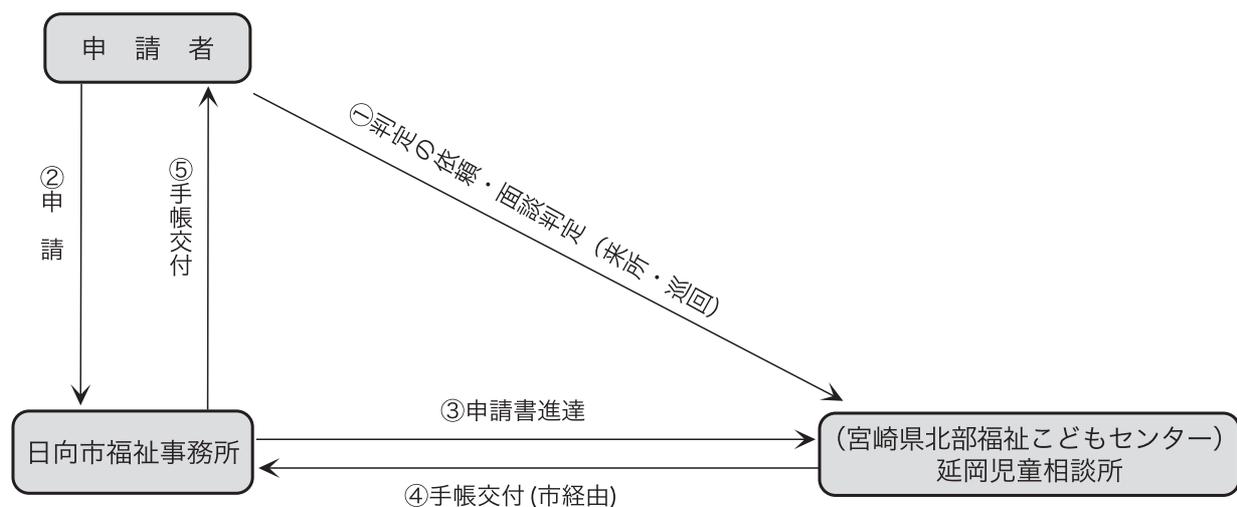
療育手帳は、知的障がいのある人が、各種のサービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度によって、A (重度)、B 1 (中度)、B 2 (軽度) の3段階に区分されています。

◎根拠法令：宮崎県療育手帳制度実施要綱  
◎対象者：別表のとおり(P17)

申請内容	申請に必要なもの
<b>交付申請</b> 新規に手帳の交付を申請する場合や県外の手帳を持っている人が転入した場合	① 療育手帳交付申請書 ② 本人の写真1枚(※) ③ 印かん ※ 県外から転入の場合は、前判定地の判定資料活用の同意書
<b>再判定</b> 次期判定日が到来するときや、障がいの程度が変わったとき	① 療育手帳再判定申請書 ② 本人の写真1枚(※)
<b>紛失・破損</b> 手帳を紛失・破損したとき	① 療育手帳再交付申請書 ② 本人の写真1枚(※)
<b>居住地・氏名変更</b> 引越等で住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったとき、保護者が変わったとき	① 療育手帳記載事項変更届出書 ② 手帳 (市外転出の場合は、転出先で居住地変更の届けをしてください。)
<b>返 還</b> 死亡したときや障がいが軽減した場合	① 療育手帳返還届 ② 手帳

○ 申請は、保護者の居住地で手続きをして下さい。(保護者の居住が遠隔地の場合などはお相談ください。)  
 ※ サイズは「縦4cm×横3cm」で脱帽して上半身を写したもの

### ～ 手帳交付の流れ ～



申請先：福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019  
 (問合わせ先) 延岡児童相談所・宮崎県北部福祉こどもセンター TEL 0982-35-1700 FAX 0982-35-1701

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の社会復帰の促進、自立、社会参加の促進を図ることを目的とし、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。

障がいの程度によって、1級から3級まで区分されています(手帳は、2年毎に更新が必要です)。

◎根拠法令：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

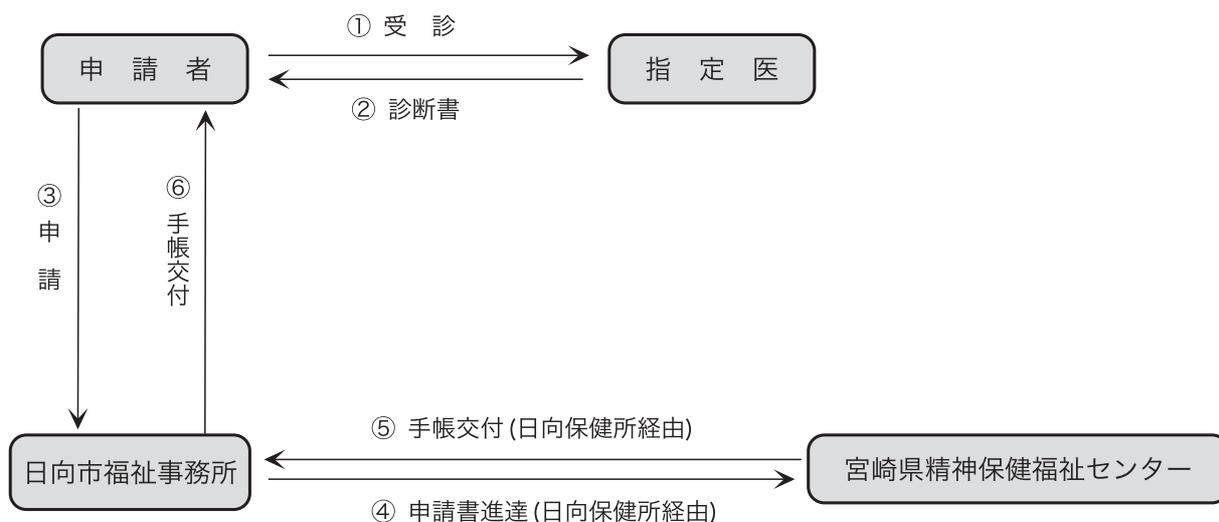
◎対象者：別表のとおり(P17)

申請内容	申請に必要なもの
<b>交付申請</b> 新規に手帳の交付を受ける場合 ※初診日から6カ月経過してから申請可能です	① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ② 本人の写真1枚(※) ただし、有効期限内に更新申請をする場合は不要 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             A. 診断書による申請の場合に必要な書類              診断書(精神障害者保健福祉手帳用)              B. 年金証書等による申請の場合に必要な書類              精神障がいを支給事由とする障害年金証書等の写し              直近の年金振込通知書又は年金支払通知書              年金事務所等照会同意書           </div> ③ 個人番号カード又は通知カード
<b>更新申請・等級変更申請</b> 引き続き手帳交付を受ける場合や障がい程度が変わったとき ※更新の場合、手帳有効期限を含む3カ月前から申請が可能です	
<b>紛失・破損</b> 手帳を紛失・破損したとき	① 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届再交付申請書 ② 本人の写真1枚(※) ③ 障害者手帳紛失届(紛失の場合のみ) ④ 個人番号カード又は通知カード
<b>居住地・氏名変更</b> 引越等で住所が変わったときや、婚姻等で氏名が変わったとき	① 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届再交付申請書 ② 手帳 (市外転出の場合は、転出先で居住地変更の届けをしてください) ③ 個人番号カード又は通知カード

○手続きには印かんが必要です。

※サイズは「縦4cm×横3cm」で「脱帽して上半身を写した無背景のもの(撮影1年以内)」

#### ～ 手帳交付の流れ ～



申請先：福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019  
 (問合わせ先) 宮崎県精神保健福祉センター TEL 0985-27-5663 FAX 0985-27-5276

身体障害者程度等級表

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能、又はそしやく機能の障がい	肢 体 不 自 由		
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上 肢	下 肢	
重 度	1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
中 度	3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話し語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの
	4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話し語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障がい	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
軽 度	5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢を足関節の機能の著しい障がい
	7 級					1. 一上肢の機能の軽度の障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2. 一下肢の機能の軽度の障がい 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備 考	1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合には、障がいの程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の段端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

## 療育手帳の判定基準

肢 体 不 自 由			内 部 障 が い	
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能等(心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能の障がい)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓の機能障がい
	上 肢 機 能	移 動 機 能		
体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓機能等の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスの免疫機能障がい・肝臓の機能障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
1. 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障がいにより立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障がい・肝臓の機能障がいにより日常生活活動極度に制限されるもの
体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓機能等の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓の機能障がいにより日常生活が著しく制限されるもの、生制除(社会生活が著しく制限されるもの)
	不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓機能等の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの(ぼうこう又は直腸機能障がいを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			ぼうこう又は直腸機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		

判定	障 が い の 程 度
A (重度)	知能指数がおおむね35以下 知能指数が50以下で、身体障害者手帳1～3級に該当する程度の障がい有する
B-1 (中度)	知能指数がおおむね36以上～50以下 知能指数が51以上60未満で、身体障害者手帳1～4級に該当する程度の障がい有する
B-2 (軽度)	知能指数がおおむね51以上～70以下

## 精神障害者保健福祉手帳の判定基準

判定	障 が い の 程 度
第一種 ↑ 第二種	1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

身体障害者手帳の「併」表記について  
身体障害者手帳の「併合障害」表記については、これまで「併1級」等と表記していましたが、平成29年4月1日からは「併」の表記がなくなりました。(既に交付している身体障害者手帳の差替えは不要です。)